

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行情）諮問第294号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行情）答申第278号）

事件名：特定課において復命書の意味が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「監督課において復命書の意味が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月27日付け愛労発基0327第4号により、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を保有している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年2月2日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「監督課において復命書の意味が分かる文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成30年3月27日付け愛労発基0327第4号により、不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同年4月6日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を保有していないため不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「監督課において復命書の意味が分かる文書」である。

(2) 本件対象文書の保有について

「復命」とは、「命を受けて事処理したものが、その経過や結末を上申すること」（広辞苑 第5版）であり、復命書とは、「復命」のために作成された文書を意味するものである。

処分庁においては、本件対象文書について、復命書についての定義が記載された文書とし、愛知労働局労働基準部監督課において該当すると思われる文書を保有しているかの確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁に対し、本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかったものである。

以上より、本件対象文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(3) 請求者の主張について

請求者は、「開示請求に係る行政文書を保有している」として原処分の取消しを求めているが、本件対象文書の保有については、上記(2)のとおりであり、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年7月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月27日 | 審議 |
| ④ 同年10月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「監督課において復命書の意味が分かる文書」である。処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を不開示としたことについて、理由説明書（上記第3の3）において、おおむね以下のとおり説明する。

ア 「復命」とは、「命を受けて事処理したものが、その経過や結末を上申すること」（広辞苑 第5版）であり、復命書とは、「復命」のために作成された文書を意味するものである。

イ 処分庁においては、本件対象文書について、復命書についての定義が記載された文書とし、愛知労働局労働基準部監督課において該当すると思われる文書を保有しているかの確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

ウ なお、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁に対し、本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

エ 以上より、本件対象文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考える。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子